

湖南省原油価格高騰対策事業者支援金

問商工観光労政課〔共同福祉施設〕 ☎71・2332 ☎72・4820

原油価格高騰の影響を受ける市内に事業所を有する事業者を対象に、所有車両の一部経費を交付し支援します。対象者や申請方法など詳しい要件は市ホームページか、市役所東庁舎受付または固に備え付けの申請要領で必ず確認してください。

■支援金の額

所有車両1台につき1万円(上限10台、10万円) ※1事業者1回限り

■対象者 ※次の①～⑤すべてを満たす事業者

- ①令和4年4月1日時点から引き続き市内に事業所を有し、今後も市内で事業を継続する意思のある個人事業主または法人
- ②副業でなく、反復継続的に営利目的で事業を営み、確定申告をしている事業者
- ③事業のために所有、または自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両がある事業者(事業主名義、法人名義に限る)
- ④市税の未納がない事業者
- ⑤車両燃料費について、原油価格高騰にかかる他の公的制度に基づく助成・補助を受けていない事業者



市ホームページ

■対象車両 自動車車検証の「自動車の種別」欄が「普通」、「小型」、「軽自動車」となっている車両(被けん引車を除く、4輪以上の車両)

■申請期間 9月12日(月)～10月19日(水) ※受付時間:午前9時～午後5時(平日のみ)

■問い合わせおよび申請先

区 分	問い合わせおよび申請窓口
湖南省商工会員の事業者	湖南省商工会(☎72・0038 ☎72・5687)
湖南省商工会非会員の事業者	商工観光労政課(☎71・2332 ☎72・4820)



みなさんこんにちは。お元気ですか。8月6日に「第16回湖南省夏まつり」を3年ぶりに開催しました。新型コロナウイルス感染症(第7波)が急拡大を迎えている時分だったため、関係者のみなさん、来場のみなさんにも開催の日まで落ち着かなかったのではないのでしょうか。出店の規模を2分の1に削減するなど縮小しての開催でしたが、来場のみなさんのご協力もあり大きな事故無く開催ができました。

私自身も、夏まつりの開催を強く希望していましたが、新型コロナウイルス感染症の猛威に、関係者のみなさんは開催の可否で気持ち揺れることもあったのではないかと思います。会場での安全対策や感染防止対策に配慮し、ご準備いただいたことと感謝申し上げます。花火の時間に合わせ、次々に来場されるみなさん

や、市外から来られている人、また花火を見ている時のみなさんの歓声を現場で聞き、やってよかったなあとしみじみ感じていたところです。

この先、秋のイベントもありますので、できる限りの感染防止対策を講じながら、引き続き開催できたらと思っています。夏まつりに来られなかった人も、健康であれば機会はやってきます。新型コロナウイルス感染症については国の動向も含め注視し、乗り切っていきましょう。9月もまだ暑い日が続きます。熱中症にも気を付けながら元気にお過ごしください。



▲夏まつりのフィナーレは1,000発の花火

けん診の予約がインターネットで できるようになりました！

健康政策課〔保健センター〕

☎72・4008 FAX72・1481

保健センターで行うけん診(集団)の予約が10月3日(月)から始まります。電話受付のほか、今回からインターネットでの受付ができるようになりました。

インターネットでは、24時間予約ができますので、ぜひご利用ください。

■インターネットでの予約期間

10月3日(月)午前0時~10日(月・祝)まで
※日程やけん診内容、注意事項など詳しくは、保健センターだよりまたは市ホームページをご確認ください。



市ホームページ



予約はこちらから

令和5年度 園児募集について

園児施設課〔東庁舎〕 ☎71・2328 FAX72・3788

令和5年度幼稚園・こども園の1号認定児(短時部)に入園を希望する人は、各施設に直接お申込みください。なお、各施設によって申込期間が異なりますので、ご注意ください。

こども園・保育園2号3号認定児(長時部)に入園を希望する人は、9月22日(木)までに必要書類を園まで郵送でお申込みください。

詳しくは広報こなん8月号または市のホームページをご覧ください。



市ホームページ

令和4年度コミュニティバス高齢者無料乗車券を交付しています

都市政策課〔東庁舎〕 ☎69・5602 FAX72・7964

高齢者の介護予防の一環である外出促進を支援するため、昼間時間帯に利用できるコミュニティバスの無料乗車券30枚分を交付しています。また予約制小型乗合自動車でも利用できます。有効期限はありません。昨年度の無料乗車券も引き続き利用できます。

■対象 申請時に市内に住居登録のある満70歳以上の人

■利用範囲 申請者本人および満70歳以上の同一世帯の人

■対象便 午前9時台から午後4時台までの時間に始点を出発する便、または午前9時台から午後5時前までに発出する予約の便

■申請期間 令和5年3月31日(金)(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)まで

※年度ごとに1回限りの申請です。令和4年4月1日以降に申請した人は今年度は申請できません。

■受付窓口 都市政策課〔東庁舎〕、市民課分室〔西庁舎〕

■申請方法

●窓口申請の場合

各受付窓口にある「高齢者無料乗車券交付申請書」に記入して提出してください。

※本人確認書類の提示が必要になります。

住所、氏名、生年月日が確認できる公的な証明書(マイナンバーカード、運転免許証、後期高齢者被医療保険者証など)

※代理人申請の場合は本人の確認書類と代理人の本人確認書類が必要になります。

●郵便申請の場合

申請書、本人確認書類の写し、返信用封筒(郵便切手404円分貼付、簡易書留料金含む)を同封のうえ、園へ送付してください。

たちまち!おこし隊

湖南省地域おこし協力隊の活動をたちまちご紹介!

江關久美子さんが地域おこし協力隊を退任しました

8月31日に地域おこし協力隊の任期を終えた江關久美子です。ローカルベンチャー事業の協力隊として、任期中は地域の食材を活かした食を提案する「市民食堂」プロジェクトを行って来ました。カフェに勤



めた経験を活かして、市の特産『東寺献上ごぼう』を使ったお菓子や湖南省内で栽培された『キャッサバ芋』を使った総菜などを考案・製作することで市の食のPRに貢献しました。

地域の食材を知るために地域の人と一緒に畑で作物を育てるところから経験しながら、『移動するシェフ』をコンセプトに市内の場所を間借りしてランチを提供したり、マルシェで焼きタルトを販売したりしました。

退任後も、決まった場所を持たずにマルシェや間借りした市内の場所で焼きタルトの販売をしたり、企業や飲食店のメニュー開発や製造サポート事業をするなど、自分の得意なことを活かして個人活動を続けたいと考えています。引き続きよろしくお願いたします。

問地域創生推進課(東庁舎) ☎71・2316 ☎72・2000

令和4年度宝くじコミュニティ助成事業

問地域創生推進課(東庁舎) ☎71・2315 ☎72・2000

(財)自治総合センターは、宝くじの普及・広報を目的として、宝くじの収益金を財源とするコミュニティ活動への助成を行っています。

このたび、一般コミュニティ助成事業の助成を受け、岩根花園区では発電機など、大谷区ではテントなど、朝国区では複合機などを購入・設置しました。備品整備を通じて、コミュニティ活動のさらなる充実・強化につなげます。



▲岩根花園区



▲大谷区



▲朝国区

9月21日は『世界アルツハイマーデー』です 認知症を正しく理解しよう

☎高齡福祉課〔保健センター〕 ☎71・4652 ☎72・1481

認知症は早く気付くことが大切です

早期に発見して、適切な対応を行えば、進行を緩やかにすることができます。また、症状が軽度なうちに医療機関などに相談したり、家族と話し合ったりすることで、病気と向き合い、今後の生活に備えることができます。医療機関に相談する場合は、かかりつけの医師に相談するか、「脳神経内科」「もの忘れ外来」「精神科」などで診療を受けることができます。

「もの忘れ相談」をご利用ください

市では、専門医によるもの忘れ相談を2か月に1回行っています。認知症かどうかの相談や、今後何に気を付けて生活すればいいかなど、具体的な相談にのっています。

ご存じですか？「認知症の気づきチェックリスト」

「ひょっとして認知症かな？」と気になり始めたら、「認知症の気づきチェックリスト」を使って家族や自分自身でチェックすることができます。チェックリストは下記相談窓口にあります。

認知症は高齢者だけの病気ではありません

高齢になるにつれて認知症になる人が増えることは一般的に知られていますが、働き盛りの年代で認知症になる人もいます。認知症になっても自分らしく暮らせるまちになるようにみんなで理解を深めましょう。

【認知症サポーターになりませんか】

認知症サポーター養成講座を受けるとサポーターの証のオレンジリングをお配りします。申込みは☎へ。

■対象(養成講座) 市内の5人以上のグループ



●認知症の相談、受診などに関することは下記相談窓口まで

	名称・場所	連絡先
甲西中学校区	湖南省地域包括支援センター甲西支所 (特別養護老人ホーム美松苑内)	☎72・8501 ☎72・8502
	中央デイサービスセンターしんあい (担当:原口)	☎・☎72・6889
石部中学校区	湖南省地域包括支援センター石部支所 (石部診療所内)	☎76・4102 ☎76・4108
	デイサービスセンターにここ (担当:松永)	☎・☎77・2022
甲西北中学校区	湖南省地域包括支援センター甲西北支所 (生田病院内)	☎69・5104 ☎69・5108
	ぼだいじデイサービスセンターいこい (担当:竹内)	☎74・3902 ☎76・3905
日枝中学校区	湖南省地域包括支援センター日枝支所 (小規模特別養護老人ホーム百伝の社内)	☎76・3226 ☎76・3227
	デイサービスセンターらく(担当:角野)	☎75・7196 ☎75・7115
全域	湖南省地域包括支援センター本所 (保健センター内)	☎71・4652 ☎72・1481

●3ページのすすめ！みんなのSDGs「認知症になっても自分らしく暮らすために」もあわせてご覧ください。

交通事故などで保険診療を受けた場合は30日以内に届出を！

☎保険年金課(東庁舎) ☎71・2324 ☎72・2460 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077・522・3013

交通事故など第三者(加害者)の行為によって受けたケガや病気などの医療費は、本来、加害者が負担することが原則ですが、届出により国民健康保険または後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。

この場合、国民健康保険または滋賀県後期高齢者医療広域連合で一時的に治療費を立替え、後日、加害者に請求します。警察に届けると同時に保険年金課へ届出をしてください。届出に必要な書類については問い合わせてください。

また、医療機関を受診する際には、必ず、「第三者行為によるものであること」を伝えてください。

【第三者行為の例】

- 交通事故(自転車の事故も含む)
- 暴力行為によるケガ
- 他人の飼い犬にかまれた
- 他人から提供された食事で食中毒にあった など

※30日を過ぎて届出された場合、窓口担当者より理由を伺います。

※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、保険診療による治療を受けられなくなる場合があります。また、被害者自身が思いがけない負担を負うおそれがありますので、示談をする前にお早めに☎で相談してください。

※勤務中や通勤途中での事故、不法行為(飲酒運転など)による事故は対象外です。

マイナンバーカードの申請はお済みですか？

☎市民課(東庁舎) ☎71・2323 ☎72・2460
市民課分室(西庁舎) ☎77・7005 ☎77・7009

市民課では、マイナンバーカードの取得を希望する人を対象に、カード用の写真撮影から申請手続きまでのサポートを行っています。市民課分室(西庁舎)でもサポートを実施していますのでぜひ利用してください(要予約)。また、下記サービスも行っていますのでご都合に合わせて利用してください。



市ホームページ

休日の申請のお手伝い、交付を実施します

■日時 9月10日(土) 午前9時～正午

■場所 市役所東庁舎1階市民課

必要書類など詳しくは、広報5月号または市ホームページをご覧ください。

※予約制のため希望する人は前日までに☎へ。

企業や地域団体に出張して、申請を受け付けます

マイナンバーカードの交付申請を希望する企業・事業所、団体に職員が訪問し、申請受付を行います。受付時に本人確認を実施した後は、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で渡します。お気軽にお問い合わせ、お申込みください。

※出張料などはかかりません。

その他、市内の携帯電話ショップでの申請受付もしています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

9月10日は下水道の日です

☎ 上下水道課(東庁舎別棟) ☎71・2338 ☎72・2332

●公共下水道へ接続してください

公共下水道が使えるようになった区域では、雑排水は6か月以内、くみ取り便所は3年以内に下水道接続することが義務づけられています。家庭や事業所から排出される汚水を、きれいにして自然に返すため、公共下水道へ接続しましょう。

下水道が使えるようになった後、水洗便所に改造する人は、工事費に応じて融資が受けられます(付帯工事費は含まれません)。金融機関から受ける資金融資返済のうち、利子分を市が負担します。詳しくは☎へお問い合わせください。

●宅内枳を掃除していますか

主に台所からの排水を受ける宅内枳(防臭枳)は、固形物や油分が堆積し排水管が詰まりやすくなります。日頃から清掃するようにしてください。

●絶対に流さないで!!

水に溶けない紙・オムツ・布製品などを流すと下水道本管が詰まります。絶対に流さないでください。

10月1日就業構造基本調査が実施されます

☎ 地域創生推進課(東庁舎) ☎71・2316 ☎72・2000

総務省統計局では、全国から統計的に抽出された約54万世帯の15歳以上の人を対象に、10月1日現在の就業の状態などを調査します。市では24の地区が該当し、調査結果は、国や県の働き方改革の推進に向けた各種取組などの基礎資料として活用されます。

8月下旬より準備調査が始まり、実地調査の対象となった世帯には、9月中旬から改めて統計調査員が伺いますので、パソコンやスマートフォンなどでの回答や調査票の記入など調査へのご協力をお願いします。

なお、調査員などの調査関係者が知り得た内容を他に漏らしたり、統計以外の目的に使うことは法律で禁止されています。また、集められた調査票は厳重に管理され、統計を作成した後、溶解処分されるなど、情報は厳格に保護されています。

消費者
悩みの相談室

家電製品、保証期間内なのに

無償修理を断られた!

1年前に購入したデジタルカメラの電源が入らなくなった。保証期間内だったのでメーカーに修理を依頼したが、カメラ内部に水が入ったのが故障の原因なので、保証対象外で有料修理になると言われた。

2年前に購入した炊飯器の内蓋にひびが入った。販売店の保証期間内だったので修理を依頼したが、消耗品なので補償対象外で有料修理になると言われた。メーカーに問い合わせると、取り外して洗える部品は消耗品扱いになると言われた。

なりません。保証サービスは製品を正しく使用していて不具合が発生した場合に受けることができ、保証期間内で保証の対象範囲であれば無償修理を受けられます。ただし、保証期間内でも修理に必要な送料や出張サービスなどの費用は購入者負担としている事業者もあります。

一般的に、無償修理の保証を受けるためには、保証期間内にその製品を購入したことを証明する保証書などが必要になります。プレゼントなどで購入日が分からないときには、そのことをメーカーに伝えて相談しましょう。

販売店やメーカーが定めている保証は、顧客サービスとして事業者が自主的に定めたもので、保証期間や保証内容は事業者ごとに異

☎ 消費生活センター(東庁舎)

☎71・2360
☎72・3788